

## 浜松市DV相談支援センター設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の趣旨を踏まえ、配偶者からの暴力の防止並びに被害者の保護及び自立に向けた支援を行うため、浜松市配偶者暴力相談支援センター（以下「DV相談支援センター」という。）の設置について必要な事項を定める。

### (設置場所)

第2条 DV相談支援センターは、浜松市内の施設に設置する。

### (業務時間、電話相談受付時間)

第3条 DV相談支援センターの業務時間は、閉庁日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、電話相談受付時間は、12月29日から翌年の1月3日までを除く午前10時から午後4時までとする。

### (業務の内容)

第4条 DV相談支援センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は相談を行う機関を紹介すること。
- (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- (3) 被害者の緊急時における安全の確保（一時保護を除く。）を行うこと。
- (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- (5) 保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- (7) 各区福祉事務所等の関係者の研修に関すること。
- (8) 県警、県女性相談センター、各区福祉事務所、児童相談所等の関係機関との連携に関すること。
- (9) その他前各号の業務の実施に関し必要なこと。

### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、DV相談支援センターに関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。